

今日、都市化の進展や核家族化、少子高齢化を背景に、人の生活におけるペットの重要性は高まっています。その一方で、飼育放棄された飼い猫やその子孫が野良猫となって増え、ふんや尿による悪臭の問題を引き起こしているほか、野良猫への無責任な給餌が住民間のトラブルの原因となっています。また、市に引き取られ殺処分となる猫の多くが野良猫の子猫であるのが現状です。

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)では、都道府県知事や指定都市市長等は、引取りを行った猫等について、殺処分がなくなることを目指した取組に努めるよう定められています。神戸市では、環境省の推進する地域猫活動への支援を強化し、地域の苦情の低減と猫の引取り数の削減を目指すとともに、引取りを行った猫については譲渡事業に取り組み、殺処分の低減を目指しています。しかし、地域猫活動に取り組む団体が存在しない地域では活動が進まないなどの課題があり、計画的、効果的に野良猫の繁殖制限を行うには、獣医師等の専門家の助言を得て、猫の生態や行動範囲を考慮して取り組んでいくことが重要です。

野良猫に起因する地域の生活環境の悪化を防ぎ、猫の殺処분을なくしていくため、市や飼い主の責務を定めるとともに、市、市民、獣医師が組織する団体、地域猫活動に取り組む団体等が一体となって取組を行うことにより、人と猫が共生する社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、野良猫の繁殖制限及び猫の譲渡の推進に関する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の快適な生活環境を保持するとともに、猫の殺処분을なくし、もって人と猫が共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 野良猫 所有者又は占有者のいない猫をいう。
- (2) 地域猫活動 地域住民の理解の下に、野良猫の不妊去勢手術を行うとともに、地域住民等の有志により、給餌、給水、排せつ物の処理など当該野良猫の管理を行うことをいう。
- (3) 野良猫の繁殖制限 野良猫により生活環境等に問題が生じている地域において、一定区域内の野良猫を対象に不妊去勢手術を施した上で、当該区域に戻すことをいう。
- (4) 飼い主 猫の所有者又は占有者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 猫の適正な取扱いについて広く普及啓発を行うこと。
- (2) 地域猫活動及び野良猫の繁殖制限に関する事業への支援を行い、並びに猫の譲渡の推進に関する事業を実施し、並びにこれらの事業等に関する普及啓発を行うこと。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施すること。

(飼い主の責務)

第 4 条 飼い主は、その所有し、又は占有する猫がその命を終えるまで適切に飼養し、当該猫が自己の所有に係るものであるときはこれを明らかにするための措置を講じ、及び適正に飼養し、又は保管することにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めなければならない。

(獣医師が組織する団体の役割)

第 5 条 獣医師が組織する団体は、市及び飼い主が前 2 条に定める責務を果たすために必要な支援、

協力その他この条例の目的を達成するために必要な事業の実施に努めるものとする。

(共生推進活動団体等の役割)

第 6 条 猫の譲渡活動，地域猫活動その他人と猫との共生の推進に関する活動を実施し，又はこれらの活動を支援する団体又は個人であつて，この条例の趣旨に賛同するもの(以下「共生推進活動団体等」という。)は，必要な活動を実施し，市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(動物取扱業者の役割)

第 7 条 動物取扱業者(法第 12 条第 1 項第 3 号の第一種動物取扱業者又は法第 24 条の 3 第 1 項の第二種動物取扱業者をいう。)は，猫の販売又は譲渡しを行うに当たり，当該猫の適正な飼養又は保管の方法について必要な説明を行い，理解を得るとともに，市がこの条例の目的を達成するために実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民及び事業者の役割)

第 8 条 市民及び事業者は，この条例の趣旨を理解し，この条例の目的を達成するために実施される施策，事業及び活動に協力するとともに，周辺的生活環境に悪影響を及ぼすことがないよう猫の適正な取扱いに努めるものとする。

(協議会)

第 9 条 獣医師が組織する団体，共生推進活動団体等及び公共的団体等のうち，相互に連携してこの条例の目的を達成しようとする団体は，市の協力の下に，人と猫が共生する社会の実現を図るための推進主体として，神戸市人と猫との共生推進協議会(以下「協議会」という。)を組織する。

2 協議会は，市と連携して，次に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域猫活動への支援制度と連携した野良猫の繁殖制限
- (2) 野良猫への給餌及びふん尿の処理に関する指導及び助言
- (3) 猫の譲渡の推進に関する事業
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか，協議会が必要と認める事業

3 協議会の組織及び事業の実施に関し必要な事項は，協議会が定める。

4 協議会は，事業の実施状況を公表するとともに，市に報告するものとする。

5 市は，協議会に対し，この条例の目的を達成するために必要な支援及び助言を行う。

(財政上の措置)

第 10 条 市は，この条例の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(議会への報告)

第 11 条 市長は，毎年度，協議会の事業の実施状況を議会に報告するものとする。

附 則

この条例は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。